

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の  
認可申請に関する面談(4-9)

2. 日時

令和3年3月4日(木) 16時00分～17時15分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、田邊専門職、池永技術  
参与、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

品質管理室 室長

熊取事業所 担当部長 他10名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む  
場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ  
ております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第4次設工認 コメント対応整理表(R3/3/4)

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。それではただいまから原子燃料工業熊取事業所の第4次設工認の面談を開始します。本日の面談は令和2年8月27日付で
0:00:20	申請がありまして令和3年1月25日付熊原第20-032号をもって、一部補正がありました、熊取事業所の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画、これは第4次申請
0:00:38	について、補正の申請書、それから、2月26日の面談で連絡した事実確認事項の回答資料等をもとにですね、事実確認を行います。
0:00:52	それでは最初に事業者の方からちょっと資料の概要だけ説明を簡潔に説明をお願いします。
0:01:02	原子燃料工業フジワラでございます。それではお手元ですね資料につきまして簡単に御説明させていただきます。
0:01:12	コメント等ですね、前回の面談の際にいただきましたコメントが64件ございますので、そのうちですね
0:01:24	でございます、回答という形でと2列目に示しております。
0:01:30	ちょっと口頭文言だけではですね御説明が不十分。ご理解しにくいような部分についてはですね、補足資料という形で規程として回答-6-9とですね、
0:01:46	6-17、6-61のみにつきましてはですね補足資料としてつけさせていただきます、いただいております。
0:01:55	回答につきましては前回前半部分につきましてはですね、その会議の場でですね、若干ご説明させていただいた部分がございますので、ようそれに従った内容回答という形でですね。
0:02:10	御説明させていただいております。後半の部分はちょっと時間の関係ですね、
0:02:18	きちっと御説明させていただくところではなかったんですが、そのあと回答として、しております。
0:02:26	一番右の列にですね補正の有無という形で書いておりましたいただいたコメントに対しまして補正するものについてはですねこちら右の列に今のところを示しております。
0:02:43	それとですね、ちょっと
0:02:48	若干、回答の部分がですねコメント。
0:02:52	を受けたの回答になっております。ちょっと不十分なところもございますが、そこは口頭ですね、
0:03:02	補正させていただければと思います。一応いただいたコメントにつきましてはすべて回答するような形で資料は準備しております。以上でございます。

0:03:14	原子力規制庁ナガイです。ありがとうございました。資料につきましては、事前にご提出いただいておりますので、こちらのほうで確認をしましたので、早速質疑応答とか事実確認に、
0:03:29	移りたいと思います。最初に設備機器の地盤耐震関係ですね、のほうの確認をしたいと思います。
0:03:43	原子力規制庁の吉村です。
0:03:47	それでは最初にコメント、前回のコメント順番に従いまして、
0:03:53	耐震関係設備機器の耐震関係について、再確認させていただくという。
0:04:00	ことで、今から
0:04:04	5点ほど説明いたします。基本的には説明する内容については、
0:04:13	補正のほうで反映をしていただきたいと思います。
0:04:18	従って書面回答については証明及び補正で反映を
0:04:25	していただくということで聞いていただければと思います。
0:04:28	まず第1点目なんですがこのは前回のコメントの6-1。
0:04:36	対する一応の回答内容みましたが、
0:04:41	ペレットを編成挿入機No.2-1のペレット保管箱搬送部
0:04:47	このロボットの部分に関する記載内容ですがこれについては、
0:04:54	これ波板部のロボットと同様なんです、ロボットの固定部の形状、
0:05:01	それからボルトの本数仕様等については、図面に記載をお願いしたいと思います。
0:05:09	これが第1点目です。
0:05:11	続けてへの説明します第2点目としまして、
0:05:15	前回の6-2に該当する脱ガス設備ナンバーワン。
0:05:22	真空加熱炉部トレイ、
0:05:26	その中の、いわゆるチャンパないのトレイの
0:05:32	地震時の安定性に関する確認内容ですが、
0:05:38	今回ちょっとコメントの回答内容見させていただきましたが、
0:05:43	これはとりあえずの大幅と高さ
0:05:47	これ販台車に乗っかるとときも一緒ですが、
0:05:52	幅と高さの比率で回答していますが、この回答の前提はですね。
0:05:58	これは重心が真ん中であって、1Gが採用したときに、
0:06:03	する判定基準であって今回これは二階面で設計加速度1.5Gですので、
0:06:11	この回答では十分な説明になってませんので、
0:06:16	設計加速度の1.5Gを踏まえた
0:06:20	内容について再度説明をお願いしたいと思います。

0:06:25	その中では重心点とか、またこれがどのように設置されてるかということも関連している来ると思っていますので、そういった点を含めて、1.5G に対する
0:06:35	回答をお願いしたいと思います。
0:06:38	これが第 2 点目です。
0:06:40	それから 3 点目としまして、同じく、
0:06:43	脱ガス設備ナンバーワン、真空加熱炉部のチャンバに関する
0:06:50	コメント、前回のコメントの 6-3 ですが、
0:06:53	それに対する、
0:06:56	回答です。これは
0:06:59	こちらから確認したかったのは、
0:07:02	いわゆる指示し、中心の構造物があるチャンバーを
0:07:07	強度評価の対象としなかった理由について説明を求めたものです。同じく、同じような設備。
0:07:15	確認事項 6-5 のところでもやってしましてその中で、
0:07:21	同様な回答をいただいています。これは回答内容は、いわゆる断面の形状、
0:07:28	に対して断面の剛性を中心に、
0:07:35	評価の対象外とするような説明になってますが、
0:07:38	チャンバはこれ、もともとはずねこれは梁構造物であって、
0:07:44	これはもう三次元的に見れば、いわゆる
0:07:47	梁の方向でモーメントが働く機器ですので、
0:07:51	必ずしも断面だけで判断できるのではありませんので、こういった支点間の距離とか、
0:07:58	そういった剛性を踏まえて、チャンバが強度評価の対象とする必要がないということ
0:08:04	理由としては説明していただきたいと思えます。
0:08:08	これは
0:08:10	耐震設計の基本方針書の中でも、基本方針に書いていただくことで、6-5 のほうでも確認してありますが、同様にこの 6-5 の
0:08:20	3 の記載内容についてもそういった面で再度見直しをお願いしたいと思います。
0:08:28	それから 4 点目ですが、これは同じく脱ガス設備ナンバーワンの
0:08:35	真空加熱炉部のこれは頂部乗っかってる真空排気装置に関する確認です。
0:08:42	これは
0:08:44	一応 6-4 の回答で真空排気装置は地震時に、
0:08:51	その下にあるチャンバに対して、

0:08:54	波及的な影響を与えないということを強度的に確認しているという回答で、それはそれで結構です。ただ、結構ですが、そのあとの 6-5 の方の
0:09:07	確認内容、いわゆる強度評価の対象外とするときの条件について 6-5 のほうで回答いただいて、
0:09:18	いただいている内容を
0:09:22	内容でちょうど 6-5-①の回答では、いわゆるそれ自身が安全機能を持たず破損しても、
0:09:32	安全機能への影響がないものとして、この真空排気装置を例として挙げてますが、
0:09:39	ここの記載している意図と都合 6-4 で地震時には転倒しなくて、強度的にもつのでという説明内容がちょっと矛盾してますので、これはもう一度記載内容、それから例題。
0:09:54	真空排気装置の取り扱いを含めて記載の見直しをお願いしたいと思います。
0:10:02	以上が 4 以上が 4 点目です。以上は一応耐震関係、
0:10:08	の確認事項で、それからもう 1 点ですね、これはちょっと
0:10:12	地震時もありますが閉じ込め機能にちょっと関連する部分で 6-8 のところで、いわゆる落下防止構造という
0:10:22	観点でストッパーガイドについての強度評価について、強度評価とそれに対応する部材の記載方法
0:10:30	について確認してをさせていただきましたが、
0:10:35	基本的な考え方は、ここに書いてある通りで理解します。
0:10:42	ただですね、いわゆる強度
0:10:45	部材の記載、仕様書への記載の
0:10:50	考え方として強度計算を行っているもので、強度を担保しているものが具体的な材質を記載すると書いてありますが、
0:11:00	実際にこれ前回も私のほうで指摘させていただきましたが、
0:11:05	例えば強度評価の対象っていうのは、このページで言うと 1360 ページ。
0:11:14	ですね、
0:11:16	表の 2 というところで 1360 ページに 6 点ほど。
0:11:21	強度評価の対象機器が書かれてまして、
0:11:26	具体的にストッパーガイドの評価ポイントも書かれてます。従ってこれらについてはすべて
0:11:35	材料が記載されているされるという理解でいますが、
0:11:41	実際に仕様表を見て、例えば一番最初にあるペレットを編成挿入機ナンバーワンのペレット保管箱置台部っていうのは仕様表で言いますと 366 ページ

0:11:54	に、
0:11:55	仕様表がありますが、
0:12:00	別表-1という表の2-2-1の別表1に、
0:12:04	部材の材質書いてますか例えばストッパーとかガイドについては、
0:12:11	金属製という記載のみになってその下にまざりは書いてあるのでこれが、
0:12:18	それでは材料を意図してるのかわかりませんが、一応
0:12:24	表を見る限りはストッパーガイドの1、ガイドの2というものは金属製
0:12:30	という、いわゆるこの強度、ここで回答していただいている意味だと強度部材ではない。
0:12:36	という強度評価の対象外の時に書かれる記載内容になってます。これはほかの
0:12:41	機器もほとんどすべて同じですね、書かれてるのは排ガスの脱ガス
0:12:47	設備のNo.4だけ分かれてましたがそれ以外は同じような記載になってます。
0:12:53	この辺についても確認の上、記載をお願いしたいと思います。
0:12:59	以上が私の方からのコメント内容です。と説明内容にコメント内容について確認があればお願いしたいと思います。
0:13:12	はい。
0:13:13	原燃工のオノでございます。今いただいた五つのコメントでございますが一つ目については拝承いたします。仕様表に追記させていただきます。二つ目については、えっとですね、附属7のほうに1.5Gでも問題ないというふうな説明を附属7の。
0:13:31	項2の補正の中で追記して説明をさせていただこうと考えておりますので3つめについても、こちら曲げモーメントでという話ですのでそちらについても、附属の7で等申請書のどこどっかに適切な場所に次の方をさせていただきます。
0:13:50	4点目なんですけれども、こちら、
0:13:53	真空排気。
0:13:56	装置のほうなんですけれども、こちらの記載の意図はですね、この排気装置自体が壊れても安全機能に影響はないという趣旨で記載をさせていただきます。ただ、装置自体が壊れるのではなくて装置が倒れたりして、他の
0:14:12	設備への影響という波及的影響という意味では評価をしておりますという趣旨で書いておまして、ちょっとその辺りの使い分けのところがわかりにくいというふうに理解しましたので、説明資料のほう、その辺りの使い分けをきちんとわかるような形で修正のほうさせていただきます。

0:14:28	最後のストッパ5点目のストッパの材質のところなんですけれども、こちらの強度評価をしている中で担保している部材について材質をというところで、現状、例えば、はり上の板状の構成物をボルトでとめているようなものでボルトのところ、
0:14:46	最も強度が弱いというようなものについてはボルトについて検定比を記載しております、そこに対象するものに対応するものについて、仕様表の中で材質というものを記載しております。
0:14:59	そういう板材に相当するものについては金属製というふうな書き方をするような方針で記載しておりますけれども、全体まとめて強度を担保しているという観点もございますので、こちらについては、ボルトだけではなくて、その板材の方についても仕様表の中で材料のほうを記載する形で補正残させていただきます。以上です。
0:15:20	規制庁の吉村です。基本的に今の御回答でいいんですが、
0:15:25	最後のストッパーの材質ガイドっていうのはさっきの
0:15:32	1360 ページの表の欄外のスター3にあるように、
0:15:39	基本的にはストッパーガイドの部材、ボルト等を評価した上で、最も厳しいものを記載しているということなので、基本的な評価の対象になっているから途中で私も確認させていただいたんでよくあるんですが、もともと両方とも評価の対象になってるということなので、両方とも記載するのが数字かと思ってます。
0:15:58	あと
0:16:03	ですね。
0:16:07	あとさっき添付7か何かの修正のほうで、
0:16:13	添付附属書類7の方で修正するとか言われましたけど基本的に例えば真空加熱機のチャンバの話とか、
0:16:24	そういったものをですね、
0:16:28	そういったものは耐震設計の添付資料、
0:16:33	附属書類の3のほうの耐震評価方法のところ反映できるものは反映していただきたいと思います。以上です。
0:16:44	原燃工のオノでございます。承知いたしました。
0:16:57	原子力規制庁の永井です。それでは引き続きまして、設備関係なんです、地盤耐震以外の事実確認事項をお伝えします。
0:19:39	原子力規制庁ナガイです。それでは
0:19:43	ただいまから再開します。この時間はですね。ええと設備で地盤耐震に引き続きまして、設備機器の

0:19:55	事実確認です。地盤耐震以外の点について、事実確認をさせていただきます。
0:20:04	規制庁の池永です。先ほどちょっとスイッチ入れるの忘れてまして失礼しました。
0:20:10	番号でいきますとNo.6の11から15、16、17、18、19。
0:20:17	につきましては、当方の質問に対して、その通り答えられてますので、特にございません。
0:20:26	次にNo.6の10なんですけども、チャンバーの外径、厚さ材質、これらをですね、仕様書及び図面に追記するという回答いただいておりますので、
0:20:37	回答が来ましたら、それに関連する材料一覧とか図面でその通りになっているか確認させていただきます。
0:20:46	次にNo.6の12なんですけども、使用電圧600V400Vの使用場所を仕様表で記載するという事ですので、修正版が出て参りましたらこれも同じように確認いたします。
0:21:03	次へとNo.6の13なんですけども。漏電遮断機と、制御盤との関係がよくわからなくて、質問したのですが、これは一緒制御盤の中に入れるという回答でございまして、
0:21:22	ページでいきますと、384の仕様書の溢水の項で具体的に
0:21:29	表現するということでございまして、これが出て参りましたら、そのような記述になっているかどうか、あわせて確認いたします。
0:21:37	次No.6の14なんですけども、油火災の話ですが、これはウラン粉末の非密封取り扱い設備機器は今回対象でないという回答でございます。
0:21:50	それであればですね、油火災の防護方針を述べられたところか、または
0:21:57	507ページの図でもいいんですけども、非密封でのウラン取り扱い設備でないというようなことを記載していただきたいと思っております。
0:22:07	次は新たなコメントなんですけども、
0:22:12	制御棒トレイ置き台、それから廃ガス設備ナンバーワン運搬台車
0:22:19	これもですね、
0:22:22	形状寸法の核的制限値がございまして列数で■■■■■ということが
0:22:30	ございます。
0:22:31	これをですね、図面で
0:22:35	書いていただきたいんですけども、呼び込み図面ではですね
0:22:41	本来、図の2-5-1に、その程度■■■■■ってことは書かれてるんですが、この図面を呼び込んでないんですよ。ですから仕様書の添付の欄のところに図の2-5-1を加えていただきたいということでございます。



0:22:58	最後のコメントなんですけども。
0:23:02	ページ数でいきますと申請書の 1047、17-1 のF3 という設計番号のところなんですけども、ここではですね、電気計装盤につきまして、被水の恐れのある設備機器の
0:23:18	そういう電気計装盤については、通電部が没水高さより高い位置に配置し、また漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、
0:23:34	溢水による電気火災の発生を防止する設計としていることと、というような記述がございます。
0:23:41	これは
0:23:42	後半の仕様書の申請書の後半のほうで書かれてるところなんですけども。
0:23:49	これがですね、仕様表でどっか書かれてるかって探したんですが、
0:23:53	あるとすればですね、建物関係の申請書の 33 ページですか。このところで書かれるべきじゃないかと思しますので、これを考慮していただきたいと思います。以上です。
0:24:12	原燃工のオノでございます。ですね、今いただいたコメント、基本的には仕様表の補正の中で確認をしていただければと思いますが、1ヶ所ですね油火災のところなんですけれども、こちら
0:24:26	具体例として 507 ページの図でというふうなことだったんですけれども、こちらの今回の申請対象設備全般に関わる話になりますので、特定の仕様表というのではなくて添付書類の中で、この説明を補正の中で追記するという形で対応させていただきたいと考えております。
0:24:45	了解いたしました。
0:24:47	はい。以上です。
0:24:50	はい、原子力規制庁ナガイです。
0:24:53	すいません。原子燃料工業のイノウエでございます。どうぞ。もう一つ確認させていただいておるんですけれど。
0:25:02	今の池永さんからのコメントの最後のP1047 の溢水の件なんですけれど、これはお送りしました 6 コメント対応表の 6-54。
0:25:20	追加のコメントという理解でよろしいでしょうか。
0:25:27	原子力規制庁の永井です。おっしゃる通り、6-54-1 はですね建物側から見たときの溢水による損傷防止の設計なんです、この溢水の水位であるとか、設計は、
0:25:43	当然その中にある設備の設計のインプットになる情報ですので、その設計の取り合いといいますかね、の設備から見えていったときに見えませんかということでお伝えしている。

0:25:59	ものですので、おっしゃる通り、関連があるんですけども、基本的にはそれぞれの安全機能を有する施設に求められる、その安全機能に対して、満足し、要求事項を
0:26:16	に適用した設計であるということは、それぞれの設備の中で記載していただくと、どちらかにずっとお伝えしてるんですけど、建物側のほうで全部寄せて書くのであれば、後程ですね。
0:26:32	建物関係の事実確認事項にありますけれども、6-54 だと、これは火災区画で溢水の関連も含めてウラン粉末を取り扱う。
0:26:48	設備機器を設置する火災区画
0:26:51	かどうかっていうのが、設備を見たときにはわからないので、まずはどちらかに書くかもしくは両方に書いた上で、添付の説明書でそのことを説明していただければよろしいかと思います。
0:27:09	原燃工のオノでございます。
0:27:11	こちらの 12-1 の F3 に記載の対応する記載はですね、設備側でこういう被水の恐れがある場所に連結盤がある設備については、設備側の溢水のところの仕様表の中で記載をございまして、設備建物という意味では設備側のほうに記載をございまして。
0:27:30	どういった設備がそういった対象になるのかについては、添付書類の中で、該当する設備、それらの計装盤のある場所に被水の恐れがあるなしというところの一覧表で示してございまして、そこで被水の恐れがあるものについては、仕様表に書いてあるというふうな構成としてございまして。
0:27:48	はい、原子力規制庁の永井です。ずっと
0:27:52	これ審査をしていて、最終的にはどこかに一言書いてあるんですけど、基本的にはそれをリンクといいますかね、設備側の求めに応じて該当しないのであれば該当しない理由を、
0:28:08	添付の説明書に記載していただいて、その際にですね、抽象的な表現ではなく具体的にこの火災区域であるとか溢水防護区画はこれこれこういう
0:28:23	水位なので、この水位以上に設置するであるとか、こういうウラン粉末案を扱う区域はこれとこれで構成設備が該当しないということがわかるように記載してくださいということで
0:28:40	すので、多分どっか説明してすでに説明してあれば、我々のほうで追い切れない部分も当然あると思いますので、そういうまずは設備と建物側でそれぞれ整理した上で、
0:28:55	どこに記載しているかっていうのを添付の説明書に記載していただいて、記載がある場合は、その旨の回答していただければ結構です。
0:29:08	原燃工のオノです。承知いたしました。

0:29:14	原子力規制庁ナガイです。ほかになければの次に進めたいと思います。最後に全体としてまた確認があればお願いします。引き続きまして、建物構築物の地盤耐震関係について1点。
0:29:31	お伝えします。これも前回の回答6-23の回答に関連するんですが、申請書のですね601ページの図ト4-1-6にですね、CC断面とDD断面の
0:29:48	イという記載があるんですけど、どこの位置を切ったかわからない状況になってますので、まずはこれがどこの断面であるかというのをわかるような記載にしてください。
0:30:01	建物の関係の耐震は以上になります。以上になるんですけども、その上で、部分の設計が当然地盤耐震の要求で求められる要求事項、
0:30:17	そうたの求められる要求事項、技術基準で要求のある事項に適合した設計であるということは仕様表等に記載されている。
0:30:30	かどうかをあわせて確認するようにしてください。
0:30:35	建物の耐震関係は以上になります。
0:30:43	原燃工熊取でございます。承知いたしました。
0:30:47	はい、原子力規制庁ナガイです。それでは引き続きまして、建物構築物、それから今までお伝えしなかった放射線管理設備と廃棄設備の関連でご回答いただいたものに対する
0:31:03	事実確認というか、
0:31:07	追加事項をお伝えします。でこれはまず最初に、いくつかの3点、もしくはそれ以上あると思いますけど、6-29と6-30、それから6-54。
0:31:21	にですね、加工事業変更許可申請書からの変更点について、の回答がありまして、これは申請書の添1-3、参考資料
0:31:36	2ということで905ページからに記載があるんですけども、ここのですね、許可からの変更点を今我々のほうで確認しようとするのと抽象的な記載しかなくて、
0:31:52	実際にどこをどう変更したのかもわからない状況のものが多数であります。で、ということもありますので、まずは変更箇所を具体的にですね、記載するようにしてください。
0:32:10	それから、引き続き
0:32:14	7項目ぐらい、まずはお伝えします。6-34番ですけども、これはの回答のあった内容は補正で確認をさせていただきます。で、回答資料中ですね、今日の面談も踏まえて、
0:32:32	補正すべき事項については補正申請時に補正箇所の該当ページを記載して指定してください。今日の面談資料ではバーになってますけど、部分もありますけど、補正した場合にはそのページを

0:32:48	記載するようにしてください。それから本日の面談で連絡した事項については補正が必要な箇所がないか、関連するですね、同様の設計であるとか、コメントに関連する事項全体を再確認して、
0:33:04	水平展開をするようにしてください。水平展開した箇所については、補正の部分の欄にですね、この面談資料、これはアップデートしていただいて、補正申請時、
0:33:17	にあわせて記載して文書で回答してください。
0:33:21	これは6-34に限らず全体に亘るものです。
0:33:29	それから6-39番で第5廃棄物貯蔵棟の換気塔について回答していただけてるんですけど、そもそもその換気塔に求められる安全機能って何なんだろうかということがちょっと明確になっていないので、
0:33:47	まずそこはちょっと説明をするようにしてください。要求される安全機能については、必要な設計仕様を仕様表に明記した上で、図面にですね、その安全機能に対して、
0:34:03	どういうふうに設計してるのかっていうのは、安全機能、求められる安全機能に応じた設計を書くように種くださいでこれは該当がないのであれば、単に説明ということだけの回答でも結構です。
0:34:22	引き続きまして6-40番ですね。
0:34:26	これは大型の搬入こう扉についてのか事実確認しましたけれども、
0:34:34	ここの部分は扉を開くのであれば、臨界防止の観点。
0:34:41	これは開口部の評価方法ですね、その他の溢水による損傷の防止とかですね当該扉に求められる安全機能に応じた設計仕様。
0:34:54	ですね、構造強度を仕様表図面等に記載するようにしてください。
0:35:00	6-43と45番ですけれども、ここに記載の設計仕様については、認可を受けようとする建物構築物設備機器の位置であるとか、構造強度が、
0:35:14	わかるように仕様表と。
0:35:17	それから図面、
0:35:19	そうですね。に記載するようにしてください。
0:35:22	6-47、それから6-54に関連するんですが、
0:35:27	ここは先ほど火災についても、火災といいますかね設備のところの設計でもお伝えしましたが、
0:35:35	建物側から見たときのウラン粉末を取り扱う設備機器を設置する火災区域については、設備機器の設計条件となっているので、図ハ2-1-5-8ですね。
0:35:52	これは火災区域の図になってますけれども、そこでもわかるように記載するように入してください。現状仕様表の中に何か一言書いてあるんですけども、設備

	の設計を見るときに、この火災区域はどういうものを扱ってるのかって言うのは、現状4次
0:36:12	申請までには一部の機器しか出てきてませんし、どこでどういうものを扱ってるのは皆さんわかっているのかもしれませんが、我々の方っていうか申請書の中でわかるようにしていただくために、どこかには書いてあるのかもしれませんが、
0:36:29	まずはこういう図面の中で、
0:36:34	いろいろ設備の設計の条件となっているような重要な事項についてはわかるようにですね、記載しておいていただけると先ほど皆さんからも質問ありましたが、設備のほうを見るときに、
0:36:48	設備の設計見るときに、この火災区域はないんだっていうのがぱっとわかるようにしていただくと、我々の審査もスムーズにいきますし、
0:37:00	ということで、
0:37:02	少し工夫をしていただければと思います。
0:37:06	それから6-35番、それから6-496-58に、
0:37:12	関連した事項なんですけど、
0:37:15	これ加工事業変更許可申請書に記載した設計基準事故ですね、今回第2加工棟の設計が出てきてこれまで第3次申請までは特に該当するような事項がなかったんですが、
0:37:31	今回の第2加工棟では設計基準事故が許可で想定されています。これについては事故シナリオを踏まえて、その建物をですね、今回第2加工棟となりますが、設計仕様
0:37:46	として何か拡大防止であるとか、影響緩和、閉じ込めについては技術基準規則の要求事項のある火災爆発であるとか閉じ込め、それから安全機能を有する施設の
0:38:02	要求事項に対応させて、申請書本文の仕様表であるとか該当する場合は図面とかですねその他添付書類で記載して適合に関する状況がわかるように記載して、
0:38:17	説明してください。
0:38:20	ここについては設備の現状でも設計基準事項に係る設備は次回以降と、申請するという事になってますので、その場合は、その旨、
0:38:35	明確にしていいただければ結構ですけれども、次回申請するときに、最終的なその事故シナリオで拡大防止の後の最後の閉じ込めはいずれの場合の建物になりますので、
0:38:54	設計基準事故の対応として建物に期待するといいますかね、事故シナリオで建物で閉じ込めるといふものがあればですね、漏れなく、

0:39:06	申請漏れしないようにしていただきたいと思います。
0:39:12	これについては
0:39:14	火災爆発の要求とか閉じ込め関連する要求事項をよく読んで、特に設備の対応とそれからそれを設置する部屋であるとか、そのときの環境条件、
0:39:26	こういうものが要求事項になってますから、通常時の環境とは当然違ってきますので、その際に関連する
0:39:36	設備が安全機能の有する機能を維持するという設計であることを具体的に記載して申請するようにしてください。
0:39:48	それから6-61番ですけど、仕様表とか、添付説明書に記載する設計仕様については、実際にこれは非常用電源設備になりますけれども、実際に設置する。
0:40:03	機器ですね、これがこれいろいろ無停電電源装置の要求事項に対応するものなんですが、バッテリーまたは無停電電源装置というような説明を今日の補足資料のほうでも、記載
0:40:20	していただけてますけれども、具体的にどういうものを設置するのかっていうのを具体的にわかるように記載してください。そのまま現状はバッテリーということになってると思いますので、
0:40:36	そうであれば、資料のほうもそういう形で記載していただ
0:40:40	ければと思います。その記載わかるように記載した上で、当該設計が許可を踏まえた設計であるということを説明をするようにしてください。
0:40:54	とりあえずここまでで、設備関係の
0:40:59	事実確認になります。回答事項に対する追加の事実確認になります。
0:41:05	不明な点等あれば、
0:41:08	質問の方をお願いします。
0:41:15	原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきまして特に質問等ございません。
0:41:23	原子力規制庁の永井です。それでは次に行きたいと思いますが、ここからはちょっと溢水関係については、追加の確認があるんですけども、そこに移る前にですね、ちょっとこれまでの、この第4次設工認
0:41:41	全般見てですね、皆さんの方の理解といいますかね、我々のこういう事実確認事項に対して、的確に対応していただくために、当然もう言わずもがなだと思いますけれども、留意事項といいますかね。
0:41:58	我々のほうで、どういう観点とか、どういうふうに審査しているのかっていうのを理解していただくことがきちんとした対応していただいて補正していただく近道といいますか、法令要求事項等ですね、踏まえた

0:42:14	記載にしていきたいと思いますので、ちょっとお伝えしたいと思います。
0:42:20	まず申請書本文に記載する事項なんですが、ここは必ず担当者の方、それからチェックする方が、求められる安全機能
0:42:36	に応じてですね、位置であるとか構造強度でこの強度っていうのは、例えば材質であったり寸法であるものですけど、それから、
0:42:48	機能性能ですね、抽象的な表現でなく、具体的に記載するようにしてください。その時にいわゆる設計確認値と言ってますけれども、具体的な数値というよりは、
0:43:07	なんて言うか制限値っていうか、認可を受けようとする、その値を以上とか以下、溢水でしたら、没水水位が何
0:43:18	何cm以下とか、制御盤に設置する
0:43:26	しゃ断器といいますのは漏電
0:43:29	しゃ断器ブレーカーとかですねは没水水位以上に、の高さに設置するとか、高い位置に設置するとかっていうだけだと何センチなのかっていうのもわかんないので、必ず判定基準となる値を
0:43:46	意識して記載していきたいと思います。これはちょっと下の工夫といいますかね。
0:43:57	普通で対応できると思います。
0:44:00	それから設工認申請書において明確化すべき主要な事項としてですね、追加の工事を伴うもののほかに設計の変更でこの設計の変更には、
0:44:17	地震荷重の変化地震力ですね、静的地震。
0:44:24	力の今回の割増係数の変更もなってますこういう変更であるとか、この設計竜巻であるとか、火災影響、それから、溢水影響を
0:44:36	溢水による損傷防止、影響に係る入力条件の追加、まさに
0:44:44	今回、新規制基準で取り込まれたものですけども、これ、こういうものについては、が生じるすべての構築物であるとか、系統、それから機器、
0:44:55	については認可申請の対象になっていますので、その点に漏れがないかどうかっていうのをもう一度留意して確認するようにしてください。
0:45:08	特に添2の表1-1、これは
0:45:13	916ページから技術基準規則の変更とかそれからまた変更追加があった条項に対する設計
0:45:23	これは星取表と言ってますけど、丸印のほかにの工事の有無にかかわらずですね、
0:45:33	設工認の申請に対象になるものを黒い太い線でですね。
0:45:40	916ページでちょっと916ページを

0:45:44	見ていただきたいんですけど。
0:45:47	非常にこれ見えにくいんですが、黒い線で太線で囲ってあるところはずね、新しい新規制基準で
0:45:59	変更または追加があった条項として皆さん自身が、これは確認しているもので作成しているものです。ですから、この条文については、これが該当するものについては既認可の設備であっても、
0:46:15	もしくは機器もしくは扉であっても、さっきの大型搬入口搬入扉もそうですけれども、あの溢水とか、新たな荷重といいますかね
0:46:30	新たな設計仕様が求められていますので、その漏れなく、その設計仕様なり、構造強度が設計要求事項に適合したものであるということを、申請書の本文にまず記載されて、
0:46:48	いるかどうかを確認するようにしてください。これは令和2年9月30日の原子力規制委員会の資料で、その際に廃止になりました。それ以前から出てましてですね、審査の進め方にも同じことを書いてありますので、
0:47:06	よく確認するようにしてください。
0:47:09	それから、技術基準規則それでは引き続きまして技術基準規則への適合状況の説明なの記載なんですけど、これ977ページから記載がありまして、
0:47:25	ですね、これちょっとさっきとダブるかもしれませんが、加工事業変更許可申請書に記載した設計基準事故であるとか、火災爆発、溢水による損傷防止、特に溢水では、今回、
0:47:40	確認していったら最終的には第2加工棟に地下ピットがあるということでは一部の図面には書いてあるんですけども、それが建物の設計仕様に関してですね、申請書の本文、
0:47:56	であるとか、本文っていうのは仕様表とか詰め材料一覧です。そういうものとか、それから添付の書類適合説明書に記載不足がありますので、まず技術基準
0:48:11	規則の要求事項に対応させてそういう求められる安全機能に対する設計仕様を記載して申請漏れがないように管理するようにしてください。
0:48:26	何が何でも今回全部書いてくださいということではなくて、次回以降、それはもう申請する予定の設計ですという場合にはその旨明確にしといていただければ、次回以降ですね、申請したというふうに記載していただくと
0:48:43	いうことでも結構ですので、ただその際に、中途半端にこの部分だけはかけてこの部分が溢水にしてもですね、中途半端に分割すると、全体としての審査ができませんので、
0:48:59	基本的にはある程度のかたまりを見てですね、申請していただくように工夫してくださいということ



0:49:09	です。
0:49:12	そこは分割申請の際の留意事項になります。それから、基本方針書、
0:49:20	ですね、これについては特にありませんが、それから許可を受けたところによることの
0:49:28	説明
0:49:30	ですけれども、
0:49:31	これはですね、ページが
0:49:35	9、申請書のほうでは 770 ページから沢山説明していただいてますが、特にその中で肝になるものが 905 ページからの添 1ー参考資料の 2 になります。
0:49:51	これは加工事業許可申請書に記載した事項からの変更点を我々のほうでも確認するために重要な書類になってまして、変更内容をですね、がわかるように、具体的に記載するようにしてください。
0:50:08	その他ですね、分割申請の管理に関する資料がありますけれども、いろいろ設計の進捗というか補正に応じて、いろいろ分割申請を追加したりしてきてますので、この後もまだ補正入りますが、
0:50:23	こういう参考資料のほうにも漏れのないように反映するように、
0:50:29	してください。
0:50:31	本日の面談でお伝えした事項というのは、これまでに審査で気が付いた事項をお伝えしてますけれども、皆さんのほうで指摘を受けたとこだけ変えるんじゃないくて、
0:50:47	そういう共通事項を踏まえてですね、面談で個別に連絡時した事項のほかに申請書全体にわたって再確認して水平展開を
0:50:58	してですね、再確認した上で、補正に反映をするように、
0:51:04	してください。
0:51:05	留意事項について先にお伝えしましたけれども、ここまでの点での何かございましたら
0:51:13	確認
0:51:15	してください。
0:51:19	原子燃料工業でございます。特にございません。
0:51:23	はい、原子力規制庁ナガイです。それではですね今お伝えした点も踏まえて、溢水関係について、特にこうずっと追って不明な点がありましたので、
0:51:38	とりあえずお伝えします。で、33 ページのですね、仕様表関係でこれ当然あの仕様表と図面とセットになるんで、適宜図面も引用してきますけれども、まず 3 点お伝えします。

0:51:54	33 ページの表は 2-1 の第 2 加工棟の仕様で溢水による損傷防止の 8 行目と 11 行目にの流入経路について
0:52:07	のが記載があるんですけど、これは何を意図したものなのかっていう点について、ちょっと不明な点がありましたので、確認
0:52:20	させてください。で説明をするようにしてください。それから
0:52:24	流入経路があるのであれば、その位置とかです図面に記載するように、
0:52:32	してください。
0:52:33	それから、
0:52:36	同じく 33 ページの表ハ-2-1 でいするによる損傷の防止の 14 行目に別表ハ-2-1-8 の材料について記載がありますが、溢水対策に係る既設の材料についても、
0:52:52	この記載するようにしてください。現状記載がない。
0:52:56	ですので、他の表に記載した。
0:53:00	材料仕様を引用する場合ですね、これらの材料がそれぞれの通りであるとか壁
0:53:08	ごとに記載したのものもありますので、そういうものを
0:53:14	同じような記載は何回もするのではなくて、そういう共通的に記載した図面があるんであればまあそういうものも引用しつつですね、どのように整理して記載しているのかもの説明をするようにしてください。
0:53:32	別表や図面についてはですね、事業者として系統立てて整理して記載していただくと、我々のほうも審査をされていて、
0:53:44	スムーズに進みますので、その整理の仕方を説明して、
0:53:51	いただければと思います。
0:53:54	皆さんの方でもですね、記載が実はし申請書見て詰めもですね、溢水関係だけ見ても飛び飛びでですねあっちこっち見ないとわかんなくて、その図面にたどり着くまでにも、
0:54:10	相当時間がかかっている状況です。それはそれでも書いてあれば、だめとまでは言いませんけれども、認可を受けようとする設計ですね、位置とか構造強度がわかるようにちゃんと整理していただけると。
0:54:25	わかりやすくなりますので、
0:54:29	こういう何か質問も出なくなってくるんじゃないかと思ってます。
0:54:36	先ほどお伝えした通り溢水による損傷防止については新規制基準で新たな要求事項となっていますので、溢水防護区画の境界となる材料構造については、既設であっても漏れなく、
0:54:51	記載して審査申請書に記載するようにしてください。

0:54:55	それから同じく 33 ページの表は 2-1 でええと溢水による損傷の防止ですけど 16 行目に、
0:55:03	溢水の防護区画内の非密閉非密閉構造の扉の何か堰の高さを制限する設計と記載されているんですけども、そもそも
0:55:18	溢水防護区画内に何か堰があるのかどうかというで該当する場合は、仕様表 2 堰の制限高さですね、丸々以下、要するに溢水を評価する上で広がり
0:55:36	を、 もう持たせるということであれば、制限している高さをですね、書いといていただければその区画内の堰については、もうそれはそれ以上っていうかその制限値。
0:55:51	以下にするっていうのが約束事項になりますので、その堰そのものは、特に安全機能を持っていないのであれば、
0:56:02	逆に安全機能に影響を与えないのであれば、詳細に別に記載する必要はありませんので、
0:56:10	そういう堰の制限高さだけは記載するようにしてください。
0:56:15	以上仕様表になります。同じく溢水の図面関係になるんですけど、169 ページの図は 2-1-1-46 で赤枠で溢水経路という言葉があって、これは流入経路と。
0:56:32	先ほど確認したものとの差分も含むんですけど、ちょっと何をいいたい記載なのかがちょっとなんです、皆さんの意図を計りかねているので、これは説明していただければ。
0:56:48	よろしいかと思えます別途ですね、面談等で説明
0:56:54	してください。
0:56:56	それから同じ図面ですね、1 階の大型扉これの
0:57:02	1-6 と 1-10 になりますけど、これはの溢水防護対策が、
0:57:07	記載されていませんので、
0:57:11	記載するようにしてください。溢水防護区画の扉で溢水対策が必要な扉については漏れなく記載するようにしてください。
0:57:24	溢水の防護対策は不要な場合はですね、その理由というところちょっと極端ですが、溢水の防護区画のところずっと一筆書きと云えばいいのか、扉があるけどちゃんとそこには堰がついてとか、
0:57:42	そういうのはわかるような図面になってればそれはそれでも結構、特段何か理由書かなくても結構ですけども、扉があるのに何か対策が何も書いてなければ、これはどうなってんだろうという。
0:57:59	疑問が残りますので、そういう点については説明をするようにしてください。

0:58:05	同じく図は 2-1-1-46 ですけれども、これは第 2 加工棟 1 階の溢水防護区画の 1-3。
0:58:16	で、グレーチングありまして、その
0:58:22	1 階の床ですので、その溢水は地下貯槽ピットに流入するというのを設計になっているようですが、そのピットの仕様であるとか、流入経路がですね、記載されておりません。ピットも四つあるんですが、
0:58:40	どっからどういうふうに入っていくのかっていうのが現状わかりませんで、同様にこのピットを
0:58:48	続いて溢水防護区画のいわゆる閉じ込めといいますか溢水防護区画に含めるのであれば、
0:58:58	その区画の位置構造強度を明確にして、地盤耐震閉じ込めであるとか、汚染防止の要求事項に対して、この当該設計が技術基準で求められる安全機能に
0:59:14	適合した設計であるということ、仕様表に記載して十分に説明するようにしてください。すでに記載のある設計番号の資料の中に含まれるのであれば、その部分はそういうことで、
0:59:31	追加の記載までは必要ないと思いますけれども、少なくともあの位置、構造、
0:59:37	強度がわかるようにしてください。
0:59:41	それは図面関係になります。
0:59:44	それから、添付の適合性説明ですけれども、1377 ページの
0:59:52	図 1、
0:59:53	です。でここは被水防護区画の 1-1 で1階の [REDACTED] になりますけれども、ここにですね、溢水源であるとか、
1:00:07	溢水量とか溢水水位が
1:00:10	どのように評価しているのかっていうのがちょっとわかりませんでしたので説明。
1:00:18	してください。設定の考え方ですね。
1:00:21	もう一つ溢水防護区画同じ。
1:00:26	A1-1 内で赤い矢印がですね。
1:00:30	[REDACTED] と [REDACTED]
1:00:35	その間にあるんですけど、水の流入流出を考慮しない設計としている点について、
1:00:43	溢水防護区画 1-1 の溢水水位をどのように評価して、堰の高さを設計しているのかという点について説明してください。これは一つ前の関連するものですので、

1:01:00	合わせて説明をするようにしてください。
1:01:05	溢水関係は以上になりますけれども、ここまでのところで何かの事実確認で不明な点があれば、
1:01:13	質問の方をお願いします。
1:01:17	原子燃料工業フジワラでございます。コメントにつきましてはすべて理解いたしました。それでですね紙面で回答させていただきますが、ちょっと紙面で回答でちょっと誤解を生むようなところとちょっとこの場で
1:01:36	少し簡単に御説明させていただきたいと思います。
1:01:39	まずですね、その前に溢水経路と流入経路でございますが、これ溢水経路自体はガイドに載ってるような用語でございますが、ちょっと水の流れをさす示すためにちょっと流入経路ということもちょっと使ってしまったので。
1:01:57	そこはちょっと違っていますか改めてそういう
1:02:03	混同といいますか、紛らわしくないような表現に見直したいと思います。それで何点かありましたの受入室の部分ですね、これ
1:02:15	例えば 169 ページにですね、この 1 階の図面が載っております。
1:02:22	このですね■■■■の部分が溢水経路と書いておましてええと、実はこの上の 2 階がですね、171 ページにあって、それは 2 階の部分のですねB1で書いたところに、
1:02:40	階段が左下にございますが、ここから流れてきた水がですね、どう落ちてきて、この部分のと溢水経路という書いてます。■■■■を通過後の■■■■とかですね、そういったところに流れていくと。
1:02:57	ここ溢水経路と書いてある■■■■自体が一段上がっておりまして、それにつきましてはですね、例えば
1:03:06	図面でですね、個々に先ほど 169 ページにですね、既存の溢水対策 1 という形で、範囲を青い線で示しておましてさらに 944 ページの部一覽の方にですね。
1:03:23	この部分の説明をしておりますので、
1:03:29	ここが一段上がっているという形になりますので、A1-1 の区画の溢水がこの、ここには上がってこないと。
1:03:43	没水高さから判断してですね、なおかつ二階からの部分が通っていくということで溢水経路という形にしています。紙面でも記載させていただきます。もう 1 点ですね、ちょっと
1:03:58	ピットの回答の話のところですね、地盤耐震の件につきましてはですね、こちらにも該当しますが、ちょっと簡単に御説明
1:04:08	させていただきたいと思いますが。

1:04:13	はい。原子力規制庁永井です。続けてください。
1:04:20	ただいまありました原子燃料工業ワラタニでございますが、ピットに関しましてはですね、いわゆる地盤と設置している面の数で設置している面のスラグ
1:04:34	に対してですね、基礎梁と言われている ■■■■■ ほどの梁が巡らせてあります。建物全体にそう梁の下端が地盤と設定していて、上端にはですね1階の床があると
1:04:50	いう形でその間に有効高さ ■■■■■ から ■■■■■ ぐらいの空間がございます。
1:05:02	これはですね地盤の第2加工棟そのものの地盤に適合するための基礎構造という形で計算してございますし、共同評価もしてございます。ただしですね今後そういう水を取り扱う区域として、
1:05:20	建設当時からですね、先ほどナガイさんからもありましたので五つぐらいの区画を水槽として使うということで、その辺り確かに今現在図面にはどういう止水性があるのかとか、ございませんので、
1:05:35	実際にはですねその空間内にきちっとの鉄板を溶接した形で防水層として意識並べてですね、その上に水層別途設置しているという形でございますので、その辺わかるような図面をですね補正できちっと
1:05:55	追加させていただこうと思っております。以上です。
1:05:59	はい、原子力規制庁ナガイです。簡潔な説明ありがとうございました。技術基準に適合しているということで、先ほどもお伝えして繰り返しになりますけど。
1:06:15	それから、位置構造強度ですね、機能性の求められるものがあれば、そういうものを
1:06:26	技術基準なり許可を踏まえて記載していただくということです。その際にですね、もう許可の通りであるのであれば、詳細な計算であるとか、それまでは求めるつもりもなくて、むしろ、
1:06:42	許可の通りから変更ないっていう一言記載していただければ、例えば溢水量とか、そこに流れ込む溢水量であるとか、このこういうピットの容積であるとかは評価はですね、同じ表をつけてくれと言うつもりはありません。
1:07:01	で、許可から何か変えたりしてるのであれば、その点については、許可からの変更点のリスト 905 ページからにも記載した上で、具体的にですね、記載した上で、ここの部分のピット的设计が
1:07:16	ちゃんと耐震にも耐えて、それから溢水量にも求められる容積をきちんと持っているということをわかるように説明してください。今お伝えしたのは、溢水の観点でずっと

1:07:33	あの水の流れとか私のほうで追っていくと、そういう疑問な点が幾つかあったわけですが、それは皆さんの社内でそういう目で見ていただいて、安全機能を特に最初、先ほど前にお伝えしましたが、
1:07:50	新たな技術基準の要求になったものは漏れなく申請されているかどうかということをご社内でよく確認した上で補正するようにしてください。こういう1個ずつ指摘を受けたから書きます。
1:08:06	そうじゃないとこはかけませんとかっていうことでやってると、いつまでたっても終わりませんで、ですので見直した結果、すべて今回出さないのであれば、きちんと次回以降、
1:08:19	申請するっていうことを明記していただければ、そういう方法もあります。ちょうど 900。
1:08:26	769 ページのちょうどこの図を開いてますけど、ちょっとね、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> のちょうど北側のH-1 の溢水防護区画のすぐ上に残るここが 1-4-4 だったか。
1:08:43	1-6 ですかね、大型の扉がありますけど、溢水の対策については、既設多分既設ということだと思えますけど、何の記載也没有ありません。ですからこういうところも堰があるなら堰。
1:08:59	それから、何か密閉構造になってるのであれば、その密閉構造であるということをご記載するようにしてください。そういう目でこちら 4 階建てになってますけど、すべてのフロア、地下を含めて、
1:09:16	再確認をしてください。これは溢水だけでなく、火災の防護区画についても、これまでもお伝えしているのですが、再度お伝えしませんが、その設計基準の火災であるとか、
1:09:31	重大事故に至る恐れがある
1:09:35	事故としての複数同時火災評価、こういうものをもう許可の通りであるならば、特段の説明要りませんが、何かの設計変更今回の火災区画も変更になってますので、そういう
1:09:52	変更になった部分についての許可に影響しないということを確認した上で、
1:10:01	申請の方もですね、
1:10:04	その中で評価から変更点リスト中に記載するようにしてください。ちょっと長くなりましたけど以上です。
1:10:17	原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきまして承知いたしました。
1:10:24	はい、それでは一応我々のほうで準備した事実確認以上になりますけれども、全体として何か事実確認あればお願いします。
1:10:40	規制庁小澤ですけれども、
1:10:44	臨界に関してちょっと確認をしたいんですけれども、当初申請書

1:10:52	ですね、臨界の複数ユニットの評価のところですか。建物のところを見るの仕様表を見ると、臨界隔壁あの 30.5cm以上のコンクリートっていうところで記載がされていて、
1:11:08	先送りする別表には何も記載がないので、今回、その評価は、領域区分の話については完了するというか完結するというか終わるという
1:11:24	事業者としての判断しているというふうにまず仕様表から読んでおりますので、それを今度踏まえて、今度説明資料のほうへと添付の説明資料の方見ていくと、
1:11:38	臨界隔離壁については今回出ているということでいいんですけども、一部その開口部についての評価っていうのはどこで刈り取るんですかっていうところで、開口部については何か附属に今回説明資料がつけ付けていただいている、
1:11:55	それが何ページかという、
1:12:00	1277 ページに記載されています。
1:12:05	ここに①から④っていうようなところで記載されていて、これらについては、なんですか単一ユニット間のその 3.7mっていうようなところとか、そういうものについては、設備機器側で今後刈り取るというような
1:12:22	意思表示でおられるということでしょうか。
1:12:28	刈り取りっていうか今後の事業者としてどういうふうな位置付けで管理されるかっていうところの確認です。
1:12:38	原子燃料工業のウツミでございます。ただいまオザワさんよりご質問があった件いたしまして、
1:12:45	整理といたしましては今オザワさんがおっしゃられた通りでございます、第 2 加工棟の臨界隔離壁等は4次設工認で関係完結いたしまして開口部の取り扱い等複数ユニットの臨界安全評価に関わりますことは、
1:13:02	次回以降の申請に先送りという整理でございます。以上でございます。
1:13:08	規制庁小澤ですわかりました。そうすると開口部の取り扱いを含めて説明等、
1:13:15	設備機器側で拾うということでしょうか。
1:13:19	そういう理解でいますけれども、
1:13:22	原子燃料工業ウツミでございます。その通りでございます。
1:13:28	規制庁オザワです。わかりました。
1:13:36	規制庁オザワです。それであの全般なんですけれども、今いろいろとコメントがなされて事業者原燃工のほうでもう補正申請を合わせて説明資料のリバイスだとか、追加の資料だとかっていうのを準備されてると思いますけれども、



1:13:54	一つ一つそのコメントした事項に対して、ちょっと一つ欄を設けていただいきちんとその水平展開をどういう観点でしたのか、水平展開の確認をした上で、不要だったのか、もしくは
1:14:11	不要だって言うから必要がなかったのか、必要があったところはどこでっていうところのですね、きちんと確認したものをですね、表につけてください。
1:14:23	よろしいでしょうか。
1:14:29	原子燃料工業フジワラでございます。ただいまの御指摘の点承知いたしました。
1:14:36	規制庁オザワです。私からは以上です。
1:14:41	原子力規制庁の永井です。今、今のやりとりでちょっと前回お伝えしていることの繰り返しになるかもしれませんが。
1:14:49	設備側臨界のですね複数ユニットの申請で設備側のほうの記載ですね、例えば何でもいいんですけど、368 ページ見えますけど、ほとんど核燃料、
1:15:07	扱う加工施設でも一緒ですけど設備ですね、その設計番号 4.2-F1、
1:15:17	複数ユニットの臨界安全が記載されてますけれども、ここは単一ユニットの面間距離が 300 ということになってる領域内の話になりますけど、それとそれから立体角が、
1:15:34	そう許容立体角以下であるという設計は次回以降だということで、前回面談でも確認しましたけど、ここの注記のところですね、立体角法による確認を次回以降申請するっていうのも、
1:15:49	複数ユニット全体を、要するに面間距離であることも含めて、次回以降とするのであれば、もう複数ユニットの臨界安全が是全体が次回以降というのはわかるようにですね、
1:16:05	ちょっと訂正をするようにしてください。その際に合わせて領域間の開口部の取り扱いであるとか、そういう評価についても、設備の方できちんと説明をするようにしてください。
1:16:18	よろしいでしょうか。
1:16:20	はい。
1:16:21	原子燃料工業ウツミでございます。ご指摘の点につきまして承知いたしました。
1:16:27	はい。原子力規制庁ナガイですが、特に他ないようでしたら、本日の面談は以上にします。
1:16:36	はい、お疲れ様でした。
1:16:39	原子燃料工業です。ありがとうございます。失礼します。